

#### 第 4 1 号議案

足立区障害者自立支援給付審査会の委員の定数等を定める条例  
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区障害者自立支援給付審査会の委員の定数等を定める条例  
(名称)

第 1 条 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 5 条の規定により設置する介護給付費等の支給に関する審査会の名称は、足立区障害者自立支援給付審査会（以下「審査会」という。）とする。

(委員の定数)

第 2 条 審査会の委員の定数は、3 0 人以内とする。

(委任)

第 3 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 8 年 6 月 1 日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区障害者自立支援給付審査会	日額 1 万 8 , 0 0 0 円
-----------------	--------------------

(提案理由)

障害者自立支援法の制定に伴い、介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める必要があるため、この条例案を提出いたします。